

7月10日（日）は 参議院議員通常選挙の投票日です。

あなたの大切な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。

投票方法は次のとおりです。

参議院議員通常選挙では、
「選挙区選挙」と「比例代表選挙」の2つの選挙を同時に行います。

- 「選挙区選挙」は、所定の投票用紙に「候補者の氏名」を記入して投票してください。
- 「比例代表選挙」は、所定の投票用紙に「候補者の氏名」または「政党等の名称」のいずれかを記入して投票してください。

7月10日(投票日)の投票時間は午前7時から午後8時まで

- 投票時間は、投票所によって異なる場合がありますので、入場券などによりあらかじめ確認をしてください。

投票日に都合が悪い方は“期日前投票”の活用を

- 投票期間
令和4年6月23日（木）～7月9日（土）
- 投票対象者
仕事、旅行、レジャー、冠婚葬祭などにより投票日に投票できない方
- 投票時間
朝8:30から 夜8:00まで 投票ができます。
なお、期日前投票所によって、投票時間が異なる場合がありますのでご注意ください。

最近、転出入された方の投票方法

- 3月21日までに転入届出をされた方
転入した市町村で、投票日当日の投票又は期日前投票をすることができます。なお、入場券が届かない場合には、選挙人名簿に登録されていない可能性がありますので、お住まいの市町村選挙管理委員会にお尋ねください。
- 3月22日以降に転入届出をされた方
転入前の市町村で投票することとなりますので、次のいずれかの方法により投票してください。
 - ①不在者投票
前住所地の市区町村選挙管理委員会へ直接または郵便により、投票用紙を請求し、交付を受けた投票用紙を最寄りの市区町村選挙管理委員会に提示して投票を行う。
(投票期間は6月23日～7月9日の間ですが、郵送期間を考慮して早めに請求の上、投票を行ってください。)
 - ②期日前投票
6月23日～7月9日の間、前住所地の期日前投票所へ出向いて投票を行う。
 - ③投票日当日の投票
7月10日、前住所地の市区町村の投票所へ出向いて投票を行う。

北海道選挙管理委員会事務局十勝支所
(十勝総合振興局地域創生部地域政策課市町村係)
連絡先 0155-27-8523